

菊 陽 町 農 業 委 員 会 議 事 録

令和4年12月6日（火）開催

菊 陽 町 農 業 委 員 会

令和4年度第9回菊陽町農業委員会会議録

開催日時 令和4年12月6日(火)午後1時30分から午後3時45分

開催場所 菊陽町役場 別館2階会議室

1 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名について

第2 議事

- (1) 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- (2) 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- (3) 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- (4) 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に係る意見決定について
- (5) 議案第5号 農地中間管理事業(農用地利用集積計画)に係る意見決定について
- (6) 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
- (7) 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
- (8) 報告第3号 許可不要転用届出について(農地法第5条制限除外)

2 農業委員

(1) 出席委員(9人)

1番 鈴木 一男	2番 上田 誠也	3番 前田 洋一
4番 相馬 安伸	5番 眞弓 一保	6番 青木 積
7番 東 慶子	8番 大竹 美鈴	9番 田村 昭敏

3 農地利用最適化推進委員

(1) 出席委員(9人)

1番 岩下久美夫	2番 山川 登	3番 阪田 典人
4番 坂本 孝則	5番 原 正輝	6番 相馬 和幸
7番 高木 浩義	8番 西岡 信幸	9番 相馬 竜介

4 農業委員会事務局職員

事務局職員 山川 和徳
事務局職員 村上 学
事務局職員 吉山 友衣
農政課職員 高山 勇

令和4年度第9回菊陽町農業委員会会議録
議事の経過

-----○-----

開会 午後1時30分

- 事務局 それでは、定刻になりましたので菊陽町農業委員会定例会議を開催いたします。
会議を行う前に、携帯電話については、電源を切るかマナーモードにしてくださいませようお願いします。
本日の会議への出席は、農業委員総数9名中9名、推進委員総数9名中9名出席でございますので、菊陽町農業委員会会議規則第6条の規定に基づき会議が成立しておりますことをご報告します。
それでは、会長に挨拶をお願いします。

- ◎会 長 <あいさつ>
本日の会議は、農地法に基づく許可申請や農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画等の審議が主なものとなります。
委員の皆様には、慎重なご審議をお願いいたします。

- 事務局 ありがとうございます。

会議は、菊陽町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が議長となり、議事の進行を行うことになっております。
それでは、会長よろしくをお願いします。

- ◎議 長 それでは、議事に入ります前に、菊陽町農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、議事録を作成しなければなりません。議事録作成にあたり、議事録署名人と会議書記の選出が必要になりますが、「議長一任」でよろしいでしょうか。

(賛同の声)

ありがとうございます。それでは私の方で、指名させていただきます。
議事録署名人に7番 東委員、9番 田村委員をお願いします。

本日の会議書記に事務局の吉山主事を指名します。
以上で、日程第1を終わります。

つづきまして、日程第2の議事に入ります。

初めに、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

農地法第3条は、農地の権利移動の制限を規定しています。

不耕作目的や資産保有目的等での農地の取得など、望ましくない権利移動を禁止、効率的に農地を利用する者が、農地の権利を取得することとなっているところでもあります。

それでは、議案書の2ページをご覧ください。

議案第1号 番号1を説明します。

譲渡人及び譲受人は、議案書のとおりでございます。

申請地：原水字下大谷4069番1 外1筆

地目：畑

面積：16,624㎡

申請理由については、親子間贈与による所有権移転であります。

この議案につきましては、現地調査を11月29日（火）に実施しています。お手元に配布しています「現地調査写真」のP2～P4をご覧ください。

本議案について、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否か、お手元に配布しております調査書の農地法第3条（赤ラベル）の検討事項について検討した結果を説明します。

それでは、1号から該当する項目について説明します。

全部効率要件については、申請人への聴取及び現地調査をした結果、今回贈与される農地は既に譲受人が現に耕作している農地であり、農地の権利取得後は効率的な利用ができるものと見込まれます。

次に権利を取得する者が取得後において、耕作に必要な農作業に従事するかどうかについては、取得後も継続して人参を作付けされるとのことです。

次に権利を取得する者の、取得後における農地の合計面積が下限面積に達しているかどうかについてですが、今回の所有権移転により耕作面積は44,729㎡を耕作することになり、下限面積の条件を満たしております。（下限面積50a）

最後に地域との調和要件ですが、権利取得後は農地として使用されることから、周辺農地への影響はないものと思われれます。また、地域で行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力することが申請書に明記されています。

以上申請地の場所、規模からみて周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、調和要件を満たすものと判断し

ます。
以上で、議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長 議案説明が終わりました。
ただいまの説明に関して、現地調査されました委員からの補足説明及び意見ををお願いします。

◆7番推進委員 議案第1号の番号1について、7番推進委員が説明します。
申請者は町内在住の認定農業者で、人参を中心に営農をされております。申請地については現在既に人参の作付けをされており、今後も同様の作付で耕作されると聞いております。農機具等の管理体制も完備されており特に問題ないと思っておりますので、よろしくご審議をお願いします。

◎議長 議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。
ありませんか？

無いようですので、採決を行います。

議案第1号の番号1の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって議案第1号 番号1は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局 農地法第4条は、権利移動が伴わない自己転用でございます。
議案書3ページの議案第2号 番号1について説明します。

転用者は議案書のとおりです。

申請地：久保田字中岡985番 外1筆

地 目：田

転用面積：2,561㎡

転用目的は、農業用施設(牛舎)です。

この議案につきましても、現地調査を11月29日(火)に実施しています。
詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP5～P8をご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明し

ます。

立地基準について
農地区分は農振農用地です。

次に、一般基準について、検討を行いました。
一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不相当となる項目はありませんでした。

当該農地は農業振興地域の農用地区域で、農業用施設用地に軽微な変更を行った農地であり、農業用施設であれば転用可能と判断しております。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議 長 議案説明が終わりました。
ただいまの説明に関して、現地調査されました委員からの補足説明及び意見ををお願いします。

◆ 4 番推進委員 議案第 2 号の番号 1 について、4 番推進委員が説明します。
申請者は肥育牛に人参・茶を加えた営農をされており、今後は茶の作付を減らし、飼養頭数を増加させると聞いております。菊陽町の認定農業者でもあり、周辺耕作者との協議も済んでいるとのことであるため周辺農地への影響に特段問題はないと思われまますので、よろしくご審議方お願いします。

◎議 長 議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。
何かありませんか？他にありませんか？

ないようですので、採決を行います。
議案第 2 号の番号 1 の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。
よって、議案第 2 号の番号 1 は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題とします。
事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

農地法第5条は、権利移動が伴う転用でございます。
議案書4ページの議案第3号 番号1について説明します。

転用者は議案書のとおりです。
申請地：辛川字水落655番3
地目：畑
転用面積：1,056㎡
転用目的は、貸駐車場です。
権利は、所有権移転です。

この議案につきましても、現地調査を11月29日（火）に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP9～P12をご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

立地基準について
農地区分は第二種農地です。
(10ha以上の広がりがない農地)

次に、一般基準について、検討を行いました。
一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不相当となる項目はありませんでした。

当該農地は10ha以上の広がりがない生産性の低い農地で第2種農地であり、他の土地での代替性を検討した上で転用可能となっています。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長

議案説明が終わりました。
ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆2番推進委員

議案第3号の番号1について、2番推進委員が説明します。
申請者は熊本市で建築業を営む法人の代表を務める個人で、今回は個人での申請です。貸駐車場として整備し、■■■■■■■■■■の従業員が利用する計画になっています。今回の転用では周辺に農地もなく、雨水は砂利敷きの敷地内で自然浸透することになっており、特段問題はないものと思われま

で、よろしくご審議方お願いします。

◎議長 議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。
何かありませんか？

◆9番委員 会社役員との記載がありますが。

■事務局 建築業者です。本町でも仕事の需要が高まっていると聞いております。

◎議長 ほかにありませんか。
ないようですので、採決を行います。
議案第3号の番号1の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。
よって、議案第3号の番号1は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に議案第3号の番号2を議題とします。事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局 議案書4ページの議案第3号 番号2について説明します。

転用者は議案書のとおりです。
申請地：久保田字川久保1979番
地 目：田
転用面積：391㎡
転用目的は、一般個人住宅です。
権利は、使用貸借権の設定です。

この議案につきましても、現地調査を11月29日(火)に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP13～P16をご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

立地基準について
農地区分は第一種農地です。
(10ha以上の広がりがある農地)

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不適當となる項目はありませんでした。

当該農地は10ha以上の広がりがある農地で第一種農地であり、原則転用は不許可ですが、集落に居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当し、代替性の検討を行ったうえで転用可能となっています。

代替性については、町内の山林や第二種農地を中心に検討されましたが、取得の目途がたたなかったため、本申請地となっています。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長 議案説明が終わりました。
ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見ををお願いします。

◆4番推進委員 議案第3号の番号2について、4番推進委員が説明します。
申請者は上天草市在住の個人で地権者の■にあたる方で、個人住宅として整備する計画になっています。周辺には水路がありますが、大菊土地改良区とも協議の上で対応予定で、雨水は敷地内で浸透柵を設置して宅地内処理されることになっており、特段問題はないものと思われまますので、よろしくご審議方をお願いします。

◎議長 議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。
何かありませんか？

ないようですので、採決を行います。
議案第3号の番号2の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。
よって、議案第3号の番号2は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に議案第3号の番号3を議題とします。事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局 議案書4ページの議案第3号 番号3について説明します。

転用者は議案書のとおりです。
申請地：原水字古閑原上3738番

地 目：畑
転用面積：2, 174㎡
転用目的は、駐車場です。
権利は、賃借権の設定です。

この議案につきましても、現地調査を11月29日（火）に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP17～P20をご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

立地基準について
農地区分は農振農用地です。

次に、一般基準について、検討を行いました。
一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不相当となる項目はありませんでした。

当該農地は農振農用地であり、原則転用は不許可ですが、一時的な利用に供するために行うものであって、当該農地を供することが必要であるものに該当し、代替性の検討を行ったうえで転用可能となっています。
代替性については、町内の山林や第二種農地を中心に検討されましたが、取得の目途がたたなかったため、本申請地となっています。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長 議案説明が終わりました。
ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見ををお願いします。

◆7番推進委員 議案第3号の番号3について、7番推進委員が説明します。
申請者は福岡県に本拠地がある建設業や空調設備整備業を行う法人で、一時的な駐車場として整備する計画になっています。JASMへの空調設備整備を請け負っており、作業員の駐車場として利用され、最終的には農地へ復旧されます。雨水は敷地内で自然浸透処理されることになっており、特段問題はないものと思われますので、よろしくご審議方をお願いします。

◎議長 議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。

何かありませんか？

◆ 9 番委員

資材置場ではないのですね。

期間はいつまででしょうか。期間を過ぎてもそのままならないよう注意してみていくべき案件ですね。

■ 事務局

その通りです。期間は令和 5 年 1 2 月 3 1 日までとなっています。

転用目的は駐車場です。

◎ 議長

ほかにありませんか。

ないようですので、採決を行います。

議案第 3 号の番号 3 の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、議案第 3 号の番号 3 は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に議案第 3 号の番号 4 を議題とします。事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■ 事務局

議案書 4 ページの議案第 3 号 番号 4 について説明します。

転用者は議案書のとおりです。

申請地：久保田字田地 3 5 4 番 1

地 目：田

転用面積：1, 1 1 2 m²

転用目的は、農業用資材置場です。

権利は、使用貸借権の設定です。

この議案につきましても、現地調査を 1 1 月 2 9 日 (火) に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」の P 2 1 ～ P 2 4 をご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

立地基準について

農地区分は農振農用地です。

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不適當となる項目はありませんでした。

当該農地は農業振興地域の農用地区域で、農業用施設用地に軽微な変更を行った農地であり、農業用施設であれば転用可能と判断しております。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆4番推進委員

議案第3号の番号4について、4番推進委員が説明します。

申請者は本町認定農業者である法人で、農業用資材置場として整備する計画になっています。現在人参や茶を中心に15ヘクタールで営農をされていますが、効率的に営農を行うためには資材置場の整備が不可欠だと考えられます。雨水は敷地内で自然浸透処理されることになっており、周辺の水路は現状のまま使用可能で、特段問題はないものと思われまますので、よろしくご審議方お願いします。

◎議長

議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

何かありませんか？

◆9番委員

なぜ使用貸借でしょうか。

■事務局

親子間の貸し借りのためです。

◎議長

ほかにありませんか。

ないようですので、採決を行います。

議案第3号の番号4の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、議案第3号の番号4は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に議案第3号の番号5を議題とします。事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

議案書5ページの議案第3号 番号5について説明します。

転用者は議案書のとおりです。

申請地：原水字中ノ割2465番

地 目：田
転用面積：749㎡
転用目的は、農作物乾燥施設です。
権利は、所有権移転です。

この議案につきましても、現地調査を11月29日（火）に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP25～P28をご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

立地基準について
農地区分は農振農用地です。

次に、一般基準について、検討を行いました。
一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不相当となる項目はありませんでした。

当該農地は農業振興地域の農用地区域で、農業用施設用地に軽微な変更を行った農地であり、農業用施設であれば転用可能と判断しております。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長 議案説明が終わりました。
ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆7番推進委員 議案第3号の番号5について、7番推進委員が説明します。
申請者は本町認定農業者である法人で、農作物乾燥施設として整備する計画になっています。現在にんにくや玉ねぎを中心に生産・出荷されていますが、需要が高まっていることから乾燥施設を整備されます。雨水は敷地内で自然浸透処理されることになっており、周辺の水路は現状のまま使用可能で、特段問題はないものと思われまますので、よろしくご審議方お願いします。

■農政課 補足です。こちらは有機栽培を行われている熊本市の法人です。
久保田台地では玉ねぎを主に栽培されていると聞いています。

◎議長 ありがとうございます。議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。

何かありませんか？他にありませんか？

ないようですので、採決を行います。

議案第3号の番号5の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、議案第3号の番号5は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による意見決定について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

農業経営基盤強化促進法第18条第1項は、農地を効率的に利用する地域の担い手に、農地の利用集積を進めることを目的として法律で定められています。

町が農地の権利移動について計画を作成し、公告することにより、農地法の許可を受けることなく、農地の権利の設定・移転が行われる仕組みであります。

菊陽町長より令和4年11月25日付けで、農用地利用集積計画についての意見決定を求められています。

それでは、議案書のP6からP28をご覧ください。

利用権設定が40件、所有権移転が1件です。

計画要請の内容は、町内外の認定農業者またはそれに準じる者による申請であり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものであります。

以上で説明をおわります。

◎議長

説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

よろしいですか？

－ 同 意 の 声 －

確認が終わったようですので、採決を行います。

議案第4号の農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします。

■農政課 補足です。今回、件数が多いのは5年前にある事業で集積率を上げるために、当時口頭契約の掘り出しを行っておりその更新時期が到来しているためです。

次に、議案第5号「中間管理機構事業（農用地利用集積計画）に係る意見決定について」を議題とします。

事務局より議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局 菊陽町長より同じく、令和4年11月25日付けで、農地中間管理機構事業の農用地利用集積計画について意見決定を求められています。議案書のP29をご覧ください。議案書のとおり転貸人は熊本県農業公社（農地中間管理機構）となっており、案件は1件です。以上で説明を終わります。

◎議長 説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

よろしいですか？

－ 同 意 の 声 －

確認が終わったようですので、採決を行います。

議案第5号の農地中間管理機構事業による農用地利用集積計画についての意見決定は、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

（全員挙手）全員賛成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、報告第1号について事務局の説明をお願いします。

■事務局 報告第1号について、議案書のP30、別紙報告のP2からP5をお願いします。「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出（市街化区域）」であります。件数は2件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。以上です。

◎議長 ただいまの報告第1号について、質疑はありませんか？

◆9番委員 家庭的保育の経営者でしょうか。

◆ 8 番委員 ■■がされているようです。

◆ 3 番委員 現在は母屋を使用されているので、すぐそばに移転されるとのことでした。

◎議長 ほかにありませんか。
特に無いようですので、以上で報告第 1 号を終わります。

次に、報告第 2 号について事務局の説明をお願いします。

■事務局 報告第 2 号について、議案書の P 3 1、別紙報告の P 6 から P 1 0 をお願いします。「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出（市街化区域）」であります。件数は 3 件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。
添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。
以上です。

◎議 長 ただいまの報告第 2 号について、質疑はありませんか？

－ 特に発言無し －

よろしいですか。
特に無いようですので、以上で報告第 2 号を終わります。

次に、報告第 3 号について事務局の説明をお願いします。

■事務局 報告第 3 号について、議案書の P 3 2 から P 3 3、別紙報告の P 1 1 から P 1 4 をお願いします。「農地法第 5 条第 1 項ただし書きの規定による許可不要転用届出」であります。件数は 1 件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。
添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。
以上です。

◎議 長 ただいまの報告第 3 号について、質疑はありませんか？

－ 特に発言無し －

よろしいですか。
特に無いようですので、以上で報告第 3 号を終わります。

以上で、本日の議事日程については、終わりましたので議長の座を降ろさ

させていただきます。

続いて事務局より「その他」をお願いします。

(午後 3 時 4 5 分終了)

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和 4 年 1 2 月 6 日

会長

議事録署名人

議事録署名人